

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成30年10月5日に下記の文書について開示請求を行った。

- 件名：1 鳴門市が平成30年7月26日に環境保全協議会で説明した紛失した実施設計仕様書の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版で変更された設備別機器及び変更された機器配置が分かる竣工図面等一切（燃焼室としての煙道を含む）
2 上記変更機器（燃焼室としての煙道を含む）工場検査成績表

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年10月12日に該当する公文書について「実施設計仕様書（その1）の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版が不存在であり、上記の件に該当する文書が特定できない。」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年10月19日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月8日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「当審査会」という。) に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

市は、環境保全協議会において実施設計仕様書(その1)の設備別機器仕様書及び機器別配置図の最新版を紛失したが竣工図書があり現在の運転等に支障がないと考えていると説明している。その竣工図書(燃焼室としての煙道を含む)の開示請求に対する不開示決定は不当である。

また、実施設計で変更した機器(燃焼室としての煙道を含む)の工場検査成績表を不存在としたが、すでに稼働中の機器の不存在は失当である。特に、煙道は燃焼室としての機能を持っていると主張しているが、燃焼室と同様詳細な仕様書の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

本市には、実施設計仕様書(その1)の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版が存在しないため、竣工図書の中から変更された竣工図面等を特定することは不可能である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、本件対象公文書が不存在であることは行政の不都合を隠蔽するためであると主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

当審査会は、審査請求人から口頭意見陳述の実施を希望する旨の申出があったため、審査請求人にその機会を付与することを予定していた。しかし、審査請求人が当該申出を取り下げたため、審査請求人による口頭意見陳述を実施しないこととした。

実施機関の説明によると、竣工図書は存在するが、実施設計仕様書（その1）の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版が不存在であるため、竣工図書の中から変更された当該竣工図面等を特定することができないとのことであった。

実施設計仕様書（その1）の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版を執務室の移転の際に誤って廃棄した可能性がある経緯については、当審査会においても過去に説明を受けており、かかる実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

また、当審査会において開催した意見聴取の場において、実施設計仕様書（その1）の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版について、施工業者及び施工監理業者に問い合わせ、取得を試みたことについても言及され、審査請求人が求める文書を特定するために努力を行ったことが認められる。

前記の事実及び経緯から総合的に判断すると、当審査会としては、実施機関が本件対象公文書を故意に隠蔽しているという心証は得られなかった。

以上の点を踏まえると、実施機関が行った公文書不開示決定はやむを得ないものであると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成30年11月 8日	諮問書の受理
11月14日	実施機関理由説明書の受理
11月28日	審査請求人意見書の受理
12月12日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
平成31年 1月25日	・審議
2月21日	・答申